

4. その他資料

(1) 税務組織の事務分掌及び職員数

税制課

事務分掌

- (1) 市税制度の総合企画及び調査研究
- (2) 市税収入の総括に関する事。
- (3) 税務職員の研修及び育成に関する事。
- (4) 神奈川県都市税務協議会及び湘南都市税務協議会に関する事。
- (5) 税務統計に関する事。
- (6) 税に関する証明書の交付に関する事。
- (7) 固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧に関する事。
- (8) 法人等の市民税並びに軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事。
- (9) 前号に掲げる税に係る諸届の受付に関する事。
- (10) 自動車の臨時運行の許可に関する事。
- (11) 市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整
- (12) 市の債権（債権を所管する課等から移管を受けたものに限る。）の徴収

(令和6年4月1日現在)

担当名	職員数 20							再任用等 6				
	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	職員	計	再任用①	再任用②	任期付	会計年度(通年)	計
税制担当	1	1	0	1	1	0	20	0	0	0	0	0
諸税・証明担当		1	1	3	0	6		0	0	1	5	6
債権管理担当		1	0	2	2	0		0	0	0	0	0
計	1	3	1	6	3	6	20	0	0	1	5	6

※再任用①=フルタイム勤務 再任用②=4/5勤務 任期付=4/5勤務

納税課

事務分掌

- (1) 市税（県民税及び森林環境税を含む。）（市民税課に係る分掌事務を除く。）の徴収及び収納並びに滞納処分
- (2) 市税の調定、徴収状況の管理及び決算に関する事。
- (3) 市税等の口座振替に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合に関する事。
- (5) 租税教育の推進及び納税意識の向上に関する事。

(令和6年4月1日現在)

担当名	職員数 35							再任用等 14				
	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	職員	計	再任用①	再任用②	任期付	会計年度(通年)	計
総務・収納担当	1	0	2	4	7	1	35	0	0	4	4	8
徴収担当			1	5	6	8		0	0	1	5	6
計	1	0	3	9	13	9	35	0	0	5	9	14

※再任用①=フルタイム勤務 再任用②=1/2勤務 任期付=フルタイム勤務

市民税課

事務分掌

- (1) 個人の市民税（県民税及び森林環境税を含む。以下この課の分掌事務において同じ。）の賦課
- (2) 特別徴収に係る現年度分の市県民税の徴収及び収納
- (3) 前2号に掲げる税に係る諸届の受付に関する事。
- (4) 個人の市民税に係る課税台帳の閲覧に関する事。
- (5) 課税状況調べ及び調定見込みに関する事。

(令和6年4月1日現在)

担当名	職員数 29							再任用等 10				
	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	職員	計	再任用①	再任用②	任期付	会計年度(通年)	計
個人市民税担当	1	0	2	7	8	11	29	0	0	0	10	10
計	1	0	2	7	8	11	29	0	0	0	10	10

※再任用①=フルタイム勤務 再任用②=1/2勤務 任期付=4/5勤務

資産税課

事務分掌

- (1) 固定資産の評価及び価格の決定
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課
- (3) 固定資産課税台帳の縦覧及び諸届の受付
- (4) 固定資産概要調書及び調定見込みに関する事。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (6) 特別土地保有税に関する事。

(令和6年4月1日現在)

担当名	職員数 35							再任用等 3				
	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	職員	計	再任用①	再任用②	任期付	会計年度(通年)	計
課税担当	1	0	1	2	3	3	35	0	0	0	1	1
土地担当			1	2	6	4		0	0	0	0	0
家屋担当			1	4	4	3		1	0	0	0	1
計	1	0	3	8	13	10	35	1	0	0	2	3

※再任用①=フルタイム勤務 再任用②=1/2勤務 任期付=4/5勤務

(2) 税務組織の変遷

年度	部名	税務組織							
平成 5 年度	財務部	—		納税課 (税制担当) (収納管理担当) (特別整理担当) (整理第一担当) (整理第二担当) (整理第三担当)	市民税課 (普通徴収担当) (特別徴収担当) (諸税担当)	資産税課 (償却事業所担当) (土地担当) (家屋担当) (登記担当)			
平成 6 年度				↓	↓	↓			
平成 7 年度		税制課 (税制担当) (諸税担当)		納税課 (収納管理担当) (整理調整担当) (特別整理担当) (整理第一担当) (整理第二担当) (整理第三担当)	市民税課 (普通徴収担当) (特別徴収担当)	資産税課 (償却資産担当) (土地担当) (家屋担当)			
平成 8 年度									
平成 9 年度									
平成 10 年度									
平成 11 年度				↓					
平成 12 年度	税務管財部			納税課 (大口整理担当) (収納管理担当) (特別整理担当) (整理調整担当) (整理第一担当) (整理第二担当) (整理第三担当) (整理第四担当)					
平成 13 年度				納税課 (収納管理担当) (調整・特別整理担当) (整理担当)					
平成 14 年度		↓		↓	↓				
平成 15 年度	財務部			納税課 (税制収納管理担当) (調整・特別整理担当) (整理担当)	市民税課 (個人市民税担当) (諸税・証明担当)	↓			
平成 16 年度							資産税課 (課税担当) (土地担当) (家屋担当)		
平成 17 年度									
平成 18 年度									
平成 19 年度				↓					
平成 20 年度				納税課 (税制収納管理担当) (調整・特別整理担当) (機動整理担当) (整理担当)					
平成 21 年度									
平成 22 年度				↓	↓			↓	

年度	部名	税務組織					
平成23年度	財務部	—	納税課 (税制収納管理担当) (特別整理担当) (機動整理担当) (整理担当) (調整担当)				
平成24年度			↓				
平成25年度			納税課 (収納担当) (特別整理担当) (機動整理担当) (整理担当) (調整担当)				
平成26年度			納税課 (納税総務担当) (収納担当) (特別整理担当) (機動整理担当) (徴収整理担当) (徴収指導担当)				
平成27年度			↓				
平成28年度			納税課 (税制収納担当) (特別整理担当) (機動整理担当) (徴収整理担当) (徴収指導担当)		↓		
平成29年度		税制課 (税制担当) (諸税・証明担当)	納税課 (収納担当) (特別整理担当) (機動整理担当) (徴収整理担当) (徴収指導担当)	市民税課 (個人市民税担当)			
平成30年度			納税課 (収納担当) (特別整理担当) (機動整理担当) (徴収整理担当) (総務担当)				
令和元年度			↓				
令和2年度			納税課 (収納担当) (徴収担当) (特別整理班) (機動整理班) (現年整理班) (徴収整理班) (庶務担当)				
令和3年度			納税課 (総務・収納担当) (徴収担当)				
令和4年度		↓					
令和5年度		↓					
令和6年度		税制課 (税制担当) (諸税・証明担当) (債権管理担当)	↓	↓	↓	↓	↓

(3) 税務事務の変遷

年度	税務各課における市民サービスの 拡張及びシステム導入等	市民センター等 における事務拡張	機械化及び ホストコンピュータの更新
昭和33年			バロース会計機F501型
昭和35年			バロース会計機F506型
昭和38年			超小型電子計算機NEAC1201
昭和40年			超小型電子計算機NEAC1201A
昭和41年			小型電子計算機NEAC2200
昭和47年			小型電子計算機NEAC2200モデル200
昭和49年			ACOS77 システム400
昭和53年			ACOS77 システム500
昭和56年		【長後市民センター】 原動機付自転車申告受付開始	ACOS77 システム450
昭和57年	税務オンライン化		
昭和59年	納付書OCR化		
昭和61年		【六会市民センター】 固定資産課税台帳登録事項証明交付開始	ACOSシステム450 マルチプロセッサ
昭和62年	家屋評価計算システム導入		
昭和63年			ACOSシステム610 マルチプロセッサ
平成3年	税務業務統合窓口システム稼働(宛名)		税務業務統合窓口システム
平成4年	税務業務統合窓口システム稼働 (市民税・軽自動車税・収納…平成7年 までに順次、税務に係る各機能について 稼働開始)		税務業務統合窓口システム
平成5年			ACOS PX3600
平成7年	税務業務統合窓口システム稼働		税務業務統合窓口システム
平成9年		【長後市民センター】 自動車臨時運行許可開始	
		【全市民センター】 税務証明等(※1) 交付開始	
平成10年			ACOS PX7800
平成12年	口座振替イメージファイリングシステム 導入		
平成13年	市税全期前納報奨金の廃止		

平成14年			ACOSi PX7800
平成16年	滞納管理システム導入	休日収納窓口開始	
平成17年	固定資産税評価システム導入		
平成18年	クレジットカード収納開始（軽自動車税のみ）		
平成19年		【明治・遠藤・湘南大庭市民センター】 自動車臨時運行許可開始	
平成21年	eL-TAX開始（市県民税年金特徴用）		ACOSi PX9000
平成22年	コンビニエンスストア収納開始		
	市税納付促進センター（コールセンター）開設		
平成23年	市民税国税連携システム稼働		
平成24年		【全市民センター】 昭和46年課税地目証明交付開始	
		【明治市民センター】 住宅用家屋証明交付開始	
平成25年	eL-TAX拡充（法人市民税の申告・固定資産税（償却資産）の申告・事業所税の申告・給与支払報告書・公的年金等支払報告書の収受）		
平成27年	口座振替データ伝送開始	【明治・遠藤・湘南大庭市民センター】 原動機付自転車申告受付開始	ACOSi PX9800
	原動機付自転車ご当地ナンバープレートの交付開始		
平成30年	モバイルレジ（※2）収納開始		
令和元年	モバイルレジクレジット収納開始による取扱税目の拡大（市県民税普通徴収、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）		
	地方税共通納税システム稼働		
令和2年	新家屋評価システム導入		COKAS-i (令和3年1月～)
	ペイジー（マルチペイメントネットワーク）収納開始		
	コンビニ用バーコードを利用したスマートフォン決済アプリ収納開始		
	ウェブによる口座振替の受付開始		
	個人住民税課税システムのサブシステムとして税務LANを導入（令和3年1月～）		

令和 3年	クレジットカード収納の市税納付上限金額の引き上げ		
	ウェブによる口座振替の取扱金融機関3行追加 (合計16行)		
	コンビニエンスストアのマルチコピー機による所得 (課税) 証明の交付開始 (令和4年1月~)		
令和 4年	ウェブによる口座振替の取扱金融機関3行追加 (合計19行)		
	ペイジー (マルチペイメントネットワーク) 収納取扱金融機関1行追加 (合計18行)		
	軽自動車税 (種別割) の減免申請における電子申請の導入 (令和4年5月~)		
	税制課の窓口においてキャッシュレス決済を開始 (令和4年5月~)		
令和 5年	市税証明の請求及び軽自動車税 (種別割) の税申告 (税止め) における電子申請の導入 (令和4年11月~)		
	地方税統一QRコード (※3) を活用した納付環境の拡大及び全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口収納開始		
	スマートフォン決済アプリ収納のアプリ事業者の拡大		
	ウェブによる口座振替の取扱金融機関1行追加 (合計20行)		
	クレジットカード収納の市税納付上限金額の引き上げ及び取扱税目拡大 (市県民税 (特別徴収)、法人市民税、事業所税)		
令和 6年	eL-TAX拡充 (市たばこ税・入湯税の申告及び納税)		
	市県民税特別徴収税額決定通知 (納税義務者用) の電子通知開始 (※4)		

- ※1 税務証明等の内容 ①固定資産に係る証明 (固定資産評価証明及び固定資産算出税額証明)、②所得 (課税) 証明・非課税証明、③納税証明、④法人所在証明、⑤無資産証明、⑥固定資産所在証明、⑦固定資産名寄帳
- ※2 モバイルレジは、納付書のバーコードを携帯電話で読み取り、ネットバンキングやクレジットカードを利用して市税を納付するサービスです。モバイルレジは、令和3年1月よりペイジー収納 (ネットバンキング)、令和3年4月よりクレジットカード収納 (専用サイトからの納付) に代わっています。
- ※3 QRコードは (株)デンソーウェブの登録商標です。
- ※4 特別徴収義務者が希望した場合のみ

(4) 市税一覧表 (令和6年度)

税目		納税義務者	課税標準
市民税	個人	1. 市内に住所を有する個人 ……均等割と所得割 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 ……均等割	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額
	法人	3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 ……均等割と法人税割 4. 市内に寮等を有する法人で市内に事務所等を有しないもの ……均等割 5. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの ……法人税割	法人税額
固定資産税	固定資産の所有者	1. 土地、家屋（補充）課税台帳に登録された価格 2. 償却資産課税台帳に登録された価格	
都市計画税	都市計画区域内の土地及び家屋の所有者	土地、家屋（補充）課税台帳に登録された価格	
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車（新車・中古車）を取得した者	取得価額	

税 率				徴収方法	納期（又は納期限）	賦課期日																																									
・均等割 3,500円 （内500円は東日本大震災復興に関するもの） ・所得割 6% （分離課税が適用される所得に係る特例あり）				普通徴収 特別徴収 年金特別徴収	第1期 6月1日～6月末日 第2期 8月1日～8月末日 第3期 10月1日～10月末日 第4期 1月1日～1月末日 6月～翌年5月 仮徴収 4月 6月 8月 本徴収 10月 12月 2月	1月1日																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所の従業者数</th> <th>均等割の税率</th> <th>法人税割の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> <td rowspan="2">8.4% (12.1%)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> <td rowspan="2">7.2% (10.9%)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> <td rowspan="2">6.0% (9.7%)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 5億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> <td rowspan="2">6.0% (9.7%)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> <td rowspan="2">6.0% (9.7%)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> <td rowspan="2">6.0% (9.7%)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本・出資金を有しない</td> <td>50,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所の従業者数	均等割の税率	法人税割の税率	50億円超	50人超	3,000,000円	8.4% (12.1%)	50人以下	410,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	7.2% (10.9%)	50人以下	410,000円	5億円超 10億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)	50人以下	160,000円	1億円超 5億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	6.0% (9.7%)	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	6.0% (9.7%)	50人以下	50,000円	資本・出資金を有しない		50,000円		申告納付	各事業年度終了の日の翌日から2か月以内	
資本金等の額	市内事業所の従業者数	均等割の税率	法人税割の税率																																												
50億円超	50人超	3,000,000円	8.4% (12.1%)																																												
	50人以下	410,000円																																													
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	7.2% (10.9%)																																												
	50人以下	410,000円																																													
5億円超 10億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)																																												
	50人以下	160,000円																																													
1億円超 5億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)																																												
	50人以下	160,000円																																													
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	6.0% (9.7%)																																												
	50人以下	130,000円																																													
1千万円以下	50人超	120,000円	6.0% (9.7%)																																												
	50人以下	50,000円																																													
資本・出資金を有しない		50,000円																																													
※下段（ ）内は平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。																																															
1.4%	免税点（課税標準額） 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満			普通徴収	第1期 5月1日～5月末日 第2期 7月1日～7月末日 第3期 9月1日～9月末日 第4期 12月1日～12月末日	1月1日																																									
0.25%																																															
電気自動車・天然ガス自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)</td> <td>営業用</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> </tr> </tbody> </table> ガソリン車・ガソリンハイブリット車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">税率</th> </tr> <tr> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車・ガソリンハイブリット車 (いずれも平成17年排出ガス基準75%低減 達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)</td> <td>営業用</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td rowspan="2">2.0%</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>				車種区分		税率	電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)	営業用	非課税	自家用	車種区分		税率				(ア)	(イ)	(ウ)	左記以外	ガソリン車・ガソリンハイブリット車 (いずれも平成17年排出ガス基準75%低減 達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)	営業用	非課税	0.5%	1.0%	2.0%	自家用	1.0%	2.0%	普通徴収	1. 新規登録又は使用の届出をすべき軽自動車を取得した場合・・・その登録又は届出のとき 2. 移転登録をすべき軽自動車を取得した場合・・・その登録をすべき事由があった日から15日以内（その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき） 3. その他の軽自動車を取得した場合・・・取得の日から15日以内																
車種区分		税率																																													
電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)	営業用	非課税																																													
	自家用																																														
車種区分		税率																																													
		(ア)	(イ)	(ウ)	左記以外																																										
ガソリン車・ガソリンハイブリット車 (いずれも平成17年排出ガス基準75%低減 達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)	営業用	非課税	0.5%	1.0%	2.0%																																										
	自家用		1.0%	2.0%																																											
(ア)乗：令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準+25%達成車 (イ)乗：令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準+20%達成車 (ウ)乗：令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車 注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとなります。																																															

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準
軽自動車税 (種別割)	1. 原動機付自転車の所有者 2. 軽自動車及び小型特殊自動車の所有者 3. 二輪の小型自動車の所有者	1台 (総排気量及び車種による)
市たばこ税	卸売販売業者等	売渡し製造たばこの本数
特別土地保有税	土地所有者又は取得者	土地の取得価額
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	鉱泉浴場における入湯行為
事業所税	事業を行う法人又は個人・・・資産割と従業者割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所用家屋の床面積 ・従業者給与総額

税率		徴収方法	納期（又は納期限）	賦課期日																																					
原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率(年税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下又は0.6kW以下</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下又は0.6kW超0.8kW以下</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下又は0.8kW超1.0kW以下</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の軽自動車(側車付含む)</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		税率(年税額)	原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下	2,000	50cc超90cc以下又は0.6kW超0.8kW以下	2,000	90cc超125cc以下又は0.8kW超1.0kW以下	2,400	ミニカー	3,700	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400		その他(フォークリフト等)	5,900	二輪の軽自動車(側車付含む)		3,600	二輪の小型自動車		6,000	普通徴収	5月1日～5月末日	4月1日													
車種区分		税率(年税額)																																							
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下	2,000																																							
	50cc超90cc以下又は0.6kW超0.8kW以下	2,000																																							
	90cc超125cc以下又は0.8kW超1.0kW以下	2,400																																							
	ミニカー	3,700																																							
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400																																							
	その他(フォークリフト等)	5,900																																							
二輪の軽自動車(側車付含む)		3,600																																							
二輪の小型自動車		6,000																																							
三輪及び四輪以上の軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th>初度検査が H27.3.31 以前の車両</th> <th>初度検査が H27.4.1 以後の車両</th> <th>重課税 初度検査後13年 経過した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100</td> <td>3,900</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> <td>6,900</td> <td>8,200</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200</td> <td>10,800</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> <td>3,800</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		税率(年税額)			初度検査が H27.3.31 以前の車両	初度検査が H27.4.1 以後の車両	重課税 初度検査後13年 経過した車両	三輪		3,100	3,900	4,600	四輪以上	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	自家用	7,200	10,800	12,900	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500	自家用	4,000	5,000	6,000	普通徴収	5月1日～5月末日	4月1日					
車種区分				税率(年税額)																																					
		初度検査が H27.3.31 以前の車両	初度検査が H27.4.1 以後の車両	重課税 初度検査後13年 経過した車両																																					
三輪		3,100	3,900	4,600																																					
四輪以上	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200																																				
		自家用	7,200	10,800	12,900																																				
	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500																																				
		自家用	4,000	5,000	6,000																																				
三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">初度検査がR5.4.1～R6.3.31までの車両</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合</p> <p>(イ)令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(営業用の乗用のものに限る)</p> <p>(ウ)令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(営業用の乗用のものに限る)</p> <p>※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)に限る。</p> <p>※グリーン化特例(軽課) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、最初の新規検査(初度検査)を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車(新車に限る)で、上の(ア)～(ウ)の基準を満たす車両について、令和6年度分の軽自動車税(種別割)はグリーン化特例(軽課)が適用されます。</p>		車種区分		税率(年税額)			初度検査がR5.4.1～R6.3.31までの車両					(ア)	(イ)	(ウ)	三輪		1,000	2,000	3,000	四輪以上	乗用	営業用	1,800	3,500	5,200	自家用	2,700			貨物用	営業用	1,000			自家用	1,300			普通徴収	5月1日～5月末日	4月1日
車種区分				税率(年税額)																																					
		初度検査がR5.4.1～R6.3.31までの車両																																							
		(ア)	(イ)	(ウ)																																					
三輪		1,000	2,000	3,000																																					
四輪以上	乗用	営業用	1,800	3,500	5,200																																				
		自家用	2,700																																						
	貨物用	営業用	1,000																																						
		自家用	1,300																																						
1,000本につき 6,552円(令和3年10月1日以降)	申告納付	翌月末日																																							
保有分 1.4% 取得分 3% (免税点 5,000㎡未満)	申告納付	保有分 5月末日 取得分 2月末日 8月末日																																							
入湯客1人1日につき 150円	特別徴収	翌月15日																																							
資産割 600円/㎡ (免税点 床面積 1,000㎡以下) 従業者割 0.25% (免税点 従業者総数 100人以下)	申告納付	法人…各事業年度終了の日 から2か月以内 個人…翌年の3月15日																																							

(5) 市税税率の変遷

税目		年度					
		平成7	8	9・10	11・12・13・14		
市 民 法 人 税	均等割	2,000円	2,500円				
	個人 所得割	200万円以下の金額	3%	200万円以下の金額	3%	200万円以下の金額	3%
		200万円を超える金額	8%	200万円を超える金額	8%	200万円を超える金額	8%
		700万円を超える金額	11%	700万円を超える金額	12%	700万円を超える金額	10%
	均等割	○ 資本等の金額50億円超 従業者50人超 3,000,000円					
		○ 資本等の金額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000円					
		○ 資本等の金額10億円超 従業者50人以下 410,000円					
		○ 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000円					
		○ 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000円					
		○ 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人超 150,000円					
○ 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 130,000円							
○ 資本等の金額1千万円以下 従業者50人超 120,000円							
法人税割	○ 資本等の金額1千万円以下 従業者50人以下等 50,000円						
	資本等の金額						
	○ 5億円以下 12.3% ○ 5億円を超え10億円以下 13.5% ○ 10億円を超える 14.7%						
固定資産税	1.4% (免税点 土地30万円未満 家屋20万円未満 償却資産150万円未満)						
都市計画税	0.25%						
軽自動車税	○ 原動機付自転車 ○ 軽自動車 50cc以下 1,000円 二輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三輪 3,100円 90cc超 1,600円 四輪以上 ミニカー 2,500円 乗用 営業用 5,500円 ○ 小型特殊自動車 自家用 7,200円 農耕作業用 1,600円 貨物用 営業用 3,000円 その他 4,700円 自家用 4,000円 ○ 二輪の小型自動車 4,000円						
市たばこ税 ()は旧3級品	1,000本につき 1,997円 (948円)	H9.4~ 1,000本につき 2,434円 (1,155円)		H11.5~ 1,000本につき 2,668円 (1,266円)			
特別土地保有税	保有分 1.4% 取得分 3% (免税点 5,000㎡未満)						
入湯税							
事業所税	資産割 600円/㎡(免税点1,000㎡以下) 従業者割 0.25%(免税点 100人以下) 新增設 6,000円/㎡(免税点 2,000㎡以下)						

15	16	17	18	19・20・21	22・23・24
	3,000円	1,500円(同一生計妻のみ)			
				6%	
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 円 ○ 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人超 150,000 円 ○ 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 130,000 円 ○ 資本金等の額1千万円以下 従業者50人超 120,000 円 ○ 資本金等の額1千万円以下 従業者50人以下等 50,000 円 		
			資本金等の額 <ul style="list-style-type: none"> ○ 5億円以下 12.3% ○ 5億円を超え10億円以下 13.5% ○ 10億円を超える 14.7% 		
H15.7～ 1,000本につき 2,977円 (1,412円)		H18.7～ 1,000本につき 3,298円 (1,564円)		H22.10～ 1,000本につき 4,618円 (2,190円)	
(当分の間、平成15年度以降の新たな課税停止)					
H16.10～ 入湯客1人1日につき 150円					
(新增設 6,000円/㎡廃止)					

税目		年度		
		平成25	26	27
市 民 法 人 税	個人	均等割		3,500円 (内500円は東日本大震災復興に関するもの)
		所得割		
	法人	均等割		
		法人税割		H26.10～ 資本金等の額 ○ 5億円以下 9.7% ○ 5億円を超え10億円以下 10.9% ○ 10億円を超える 12.1%
固定資産税				
都市計画税				
軽自動車税				【税率追加】 ※初度検査H27.4.1～の車両に、次の税率を適用 ○三輪及び四輪以上の軽自動車 三輪 3,900 円 四輪以上 乗用 営業用 6,900 円 自家用 10,800 円 貨物用 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円
市たばこ税 ()は旧3級品		H25.4～ 1,000本につき	5,262円 (2,495円)	
特別土地保有税				
入湯税				
事業所税				

○原動機付自転車

50cc以下	2,000 円
90cc以下	2,000 円
90cc超	2,400 円
ミニカー	3,700 円

○ 小型特殊自動車

農耕作業用	2,400 円
その他	5,900 円
○ 二輪の小型自動車	6,000 円
○ 二輪の軽自動車	3,600 円

○三輪及び四輪以上の軽自動車

初度検査年月日		H27.3.31 以前	H27.4.1 以後	初度検査後 13年経過
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円
		自家用	7,200 円	10,800 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円
		自家用	4,000 円	5,000 円

○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)

※初度検査H27.4.1～H28.3.31の車両に、次の税率を適用

【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準10%低減				【乗 用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成27年度燃費基準+35%達成車				【乗 用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成32年度燃費基準達成車 【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成27年度燃費基準+15%達成車			
三輪				三輪				三輪			
1,000 円				2,000 円				3,000 円			
四輪 以上	乗用	営業用	1,800 円	四輪 以上	乗用	営業用	3,500 円	四輪 以上	乗用	営業用	5,200 円
		自家用	2,700 円			自家用	5,400 円			自家用	8,100 円
	貨物用	営業用	1,000 円	貨物用	営業用	1,900 円	貨物用	営業用	2,900 円		
		自家用	1,300 円		自家用	2,500 円		自家用	3,800 円		

H28.4～ (2,925円)

年度		平成29	30																																																			
市 民 法 人 税	個人	均等割																																																				
	個人	所得割																																																				
	法人	均等割																																																				
	法人	法人税割																																																				
固定資産税																																																						
都市計画税																																																						
軽自動車税	<p>○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例) ※初度検査H28.4.1～H29.3.31の車両に、平成28年度のグリーン化特例の税率を適用</p> <p>○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例) ※初度検査H29.4.1～H30.3.31の車両に、次の税率を適用</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年度排出ガス基準適合</td> <td>【乗用】 平成32年度燃費基準+30%達成車</td> <td>【乗用】 平成32年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>【貨物用】 平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>【貨物用】 平成27年度燃費基準+15%達成車</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">※平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>三輪</td> <td>三輪</td> </tr> <tr> <td>四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>乗用</td> <td>乗用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用</td> <td>営業用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>自家用</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用</td> <td>営業用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>自家用</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年度排出ガス基準適合		【乗用】 平成32年度燃費基準+30%達成車	【乗用】 平成32年度燃費基準+10%達成車			【貨物用】 平成27年度燃費基準+35%達成車	【貨物用】 平成27年度燃費基準+15%達成車	※平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る				三輪		三輪	三輪	四輪以上	乗用	乗用	乗用		営業用	営業用	営業用		1,800円	3,500円	5,200円		自家用	自家用	自家用		2,700円	5,400円	8,100円		営業用	営業用	営業用		1,000円	1,900円	2,900円		自家用	自家用	自家用		1,300円	2,500円	3,800円	
【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年度排出ガス基準適合		【乗用】 平成32年度燃費基準+30%達成車	【乗用】 平成32年度燃費基準+10%達成車																																																			
		【貨物用】 平成27年度燃費基準+35%達成車	【貨物用】 平成27年度燃費基準+15%達成車																																																			
※平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る																																																						
三輪		三輪	三輪																																																			
四輪以上	乗用	乗用	乗用																																																			
	営業用	営業用	営業用																																																			
	1,800円	3,500円	5,200円																																																			
	自家用	自家用	自家用																																																			
	2,700円	5,400円	8,100円																																																			
	営業用	営業用	営業用																																																			
	1,000円	1,900円	2,900円																																																			
	自家用	自家用	自家用																																																			
	1,300円	2,500円	3,800円																																																			
市たばこ税 ()は旧3級品	H29.4～ (3,355円)	H30.10～ 1,000本につき 5,692円 H30.4～ (4,000円)																																																				
特別土地保有税																																																						
入湯税																																																						
事業所税																																																						

令和元		2		
R元.10～ 資本金等の額				
○ 5億円以下 6.0%				
○ 5億円を超え10億円以下 7.2%				
○ 10億円を超える 8.4%				
環境性能割	電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NO _x 10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)	非課税		
	ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に属する)	非課税		
	乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車	乗用:令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車	乗用及び貨物用: 平成27年度燃費基準+10%達成車	左記以外
	営業用 自家用	営業用 自家用	営業用 自家用	営業用 自家用
		1.0% (0.5%)	2.0% (1.0%)	3.0% (2.0%)
		1.0%	2.0%	3.0% (2.0%)
	注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。 ※税率の()内の数字は、当分の間、適用される税率を表す。 ※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。			
種別割	○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例) ※初度検査H30.4.1～H31.3.31の車両に、平成30年度のグリーン化特例の税率を適用		「※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。」のうち、「令和2年9月30日まで」とあるのは、「令和3年3月31日まで」とする。	
R元.10～ 1,000本につき (5,692円) (旧3級品の特例税率廃止、旧3級品と旧3級品以外は同税率適用)		R2.10～ 1,000本につき 6,122円		

年度		令和3																																																							
税目																																																									
市 民 法 人 税	個人	均等割																																																							
		所得割																																																							
	法人	均等割																																																							
		法人税割																																																							
固定資産税																																																									
都市計画税																																																									
軽自動車税	環境性能割	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)</td> <td colspan="2">営業用</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">営業用</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">自家用</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td colspan="6">ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗用:令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車</td> <td colspan="2">乗用:令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車</td> <td colspan="2">乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業用</td> <td colspan="2">営業用</td> <td colspan="2">0.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自家用</td> <td colspan="2">自家用</td> <td colspan="2">1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="6">注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。</td> </tr> </table>		電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)		営業用		非課税				営業用		非課税				自家用		非課税		ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)						乗用:令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車		乗用:令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車		乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車		営業用		営業用		0.5%		自家用		自家用		1.0%						2.0%		注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。					
	電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)		営業用		非課税																																																				
		営業用		非課税																																																					
		自家用		非課税																																																					
ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)																																																									
乗用:令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車		乗用:令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車		乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車																																																					
営業用		営業用		0.5%																																																					
自家用		自家用		1.0%																																																					
				2.0%																																																					
注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。																																																									
種別割	<p>○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例) ※初度検査R2.4.1~R3.3.31の車両に、次の税率を適用</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合</td> <td colspan="2">令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車(営業用 の乗用のものに限り)</td> <td colspan="2">令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車(営業用 の乗用のものに限り)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">※平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td colspan="2">三輪</td> <td colspan="2">三輪</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td rowspan="3">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>1,000円</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合		令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車(営業用 の乗用のものに限り)		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車(営業用 の乗用のものに限り)		※平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る						三輪		三輪		三輪		1,000円		2,000円		3,000円		四輪以上	乗用	営業用	1,800円	四輪以上	乗用	営業用	5,200円	自家用	2,700円	乗用	営業用	5,200円	貨物用	1,000円	乗用	営業用	5,200円		自家用	1,300円									
【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合		令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車(営業用 の乗用のものに限り)		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車(営業用 の乗用のものに限り)																																																					
※平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る																																																									
三輪		三輪		三輪																																																					
1,000円		2,000円		3,000円																																																					
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	四輪以上	乗用	営業用	5,200円																																																		
	自家用	2,700円	乗用		営業用	5,200円																																																			
	貨物用	1,000円	乗用		営業用	5,200円																																																			
	自家用	1,300円																																																							
市たばこ税 ()は旧3級品	R3.10~ 1,000本につき 6,552円																																																								
特別土地保有税																																																									
入湯税																																																									
事業所税																																																									

令和4

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)						
営業用	非課税					
自家用						
ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★)達成車に限る)						
乗用:令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車	乗用:令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車	乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車	左記以外			
営業用	営業用	0.5%	営業用	1.0%	営業用	2.0%
自家用	自家用	1.0%	自家用	2.0%	自家用	

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。
※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。

○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)

※初度検査R3.4.1~R4.3.31の車両に、令和3年度のグリーン化特例の税率を適用

税目		年度																																													
		令和5																																													
市 民 法 人 税	個人	均等割																																													
	個人	所得割																																													
	法人	均等割																																													
	法人	法人税割																																													
固定資産税																																															
都市計画税																																															
軽自動車税	環境性能割	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>非課税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★)達成車に限る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗用:令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車</td> <td colspan="2">乗用:令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td colspan="2">左記以外</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>非課税</td> <td>営業用</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td></td> <td>営業用</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。</td> </tr> </table>		電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)				営業用	非課税			自家用				ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★)達成車に限る)				乗用:令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車		乗用:令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車		乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車		左記以外		営業用	非課税	営業用	0.5%	自家用		自家用	1.0%	営業用		営業用	1.0%	自家用		自家用	2.0%	注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。			
	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)																																														
営業用	非課税																																														
自家用																																															
ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★)達成車に限る)																																															
乗用:令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車		乗用:令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車																																													
乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車		左記以外																																													
営業用	非課税	営業用	0.5%																																												
自家用		自家用	1.0%																																												
営業用		営業用	1.0%																																												
自家用		自家用	2.0%																																												
注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。																																															
種別割	<p>○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例) ※初度検査R4.4.1~R5.3.31の車両に、令和3年度のグリーン化特例の税率を適用</p>																																														
市たばこ税 ()は旧3級品																																															
特別土地保有税																																															
入湯税																																															
事業所税																																															

令和6

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)	
営業用	非課税
自家用	

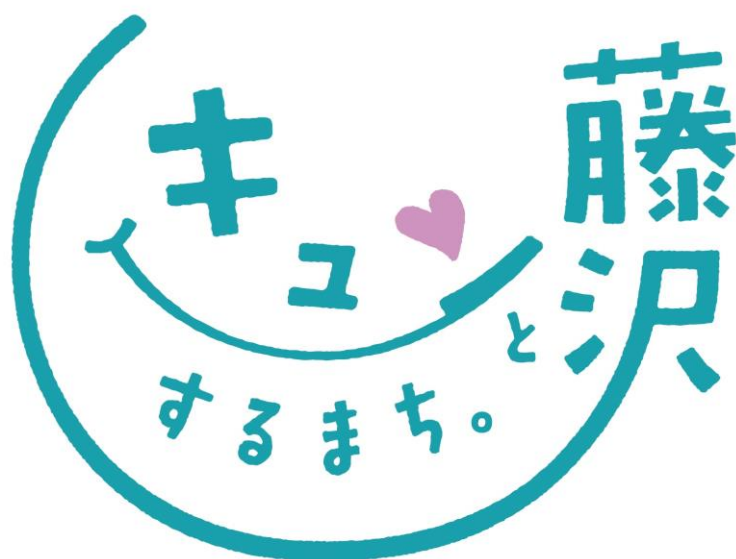
ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★)達成車に限る)

乗用:令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+25%達成車		乗用:令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+20%達成車		乗用:令和12年度燃費基準60%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車		左記以外	
営業用	非課税	営業用	0.5%	営業用	1.0%	営業用	2.0%
自家用		自家用	1.0%	自家用	2.0%	自家用	

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)

※初度検査R5.4.1～R6.3.31の車両に、令和3年度のグリーン化特例の税率を適用



令和6年度 市税概要

発行 藤沢市
編集 藤沢市 財務部 税制課
2024年9月

(この冊子は再生紙を使用しています)